平成２９年（フ）第２０４３号
札幌市白石区東札幌２条６丁目７番24―103号
債務者　渡邉　和枝
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０６２号
札幌市東区北27条東18丁目１番19号　アップルハウス北27条Ⅱ207号
債務者　髙橋　昭彦
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０７０号
札幌市北区北28条西５丁目１番24号　グランバリューノース28―110号
債務者　佐藤　　守
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０８２号
札幌市北区北23条西３丁目１番13―507号
債務者　児島美樹子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０７号
北海道河東郡上士幌町字上士幌東３線229番地　ソレイユＣ、申立時の住所北海道河東郡上士幌町字上士幌東２線246番地64
債務者　杉井　美樹
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２１７号
群馬県藤岡市藤岡1067番地３　カファーラＣ101
債務者　木村　夕佳
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１１４号
千葉県山武市殿台275番地14
債務者　マキシ　チョウ　シュウガ　張　　琇雅
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３号
千葉県銚子市小畑新町7742番地の１　関根アパート
債務者　中村眞理子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１３５号
千葉県東金市二又343番地２
債務者　香山　四郎
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１４２号
千葉県東金市東上宿23番地12
債務者　中西有美子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第９１５号
堺市堺区中安井町１丁４番10―508号
債務者　髙田　洋一
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９４５号
堺市南区三原台３丁１番16―1009号
債務者　龍仙堂こと　北　　貴雄
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９４６号
堺市美原区多治井42番地１　レオパレス美原長田102号
債務者　城本　真司
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９６１号
堺市中区福田1027番地41
債務者　三ノ浦　亮
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９６８号
大阪府富田林市錦ケ丘町３番９号
債務者　仲村　清子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９７０号
大阪府藤井寺市さくら町２番１―302号
債務者　池田　悦子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係